

高等教育機関の内部質保証メカニズムとしての  
セルフ・アクレディテーション機能  
—豪州・ドイツ・台湾の比較分析から—

Self-Accreditation as an Internal Quality Assurance Mechanism in Higher Education  
Institutions: A Comparative Analysis of Australia, Germany, and Taiwan

野田 文香, 森 利枝, 竹中 亨  
NODA Ayaka, MORI Rie, TAKENAKA Toru



本研究の背景と目的 .....	37
1. 豪州・ドイツ・台湾の自己認定（セルフ・アクレディテーション） .....	38
1.1 豪州の事例 .....	38
1.2 ドイツの事例 .....	40
1.3 台湾の事例 .....	41
2. 豪州・ドイツ・台湾における自己認定の国際比較 .....	42
2.1 自己認定制度はなぜ導入されたのか .....	42
2.2 高等教育機関は、自己認定権をどのように獲得・維持するのか .....	42
2.3 自己認定権を得た高等教育機関は何ができるのか .....	45
2.4 自己認定制度をめぐる課題は何か .....	45
3. まとめと議論 .....	45
ABSTRACT .....	49

# 高等教育機関の内部質保証メカニズムとしての セルフ・アクレディテーション機能 —豪州・ドイツ・台湾の比較分析から—

野田 文香\*, 森 利枝\*\*, 竹中 亨\*\*\*

## 要 旨

国内外の高等教育の質保証制度において、「内部質保証」は核となる要素である。日本では、大学は卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針を明確にし、自己点検・評価に基づく内部質保証体制を構築し、認証評価もその取組状況を重要評価項目として確認することが求められている。他方で、自主的・自律的な質保証とは具体的にどのような取組を示し、内部質保証に外部質保証はどのように関わるのか、といったことについては未だ漠然としている。本稿は、高等教育機関の自主的・自律的な内部質保証体制として運用される質保証メカニズムである「自己認定（セルフ・アクレディテーション）」に着目し、豪州・ドイツ・台湾の事例を通じてその機能の多様性を整理することを目的とする。特に各事例において、自己認定とは何かといった大きな問いを掲げ、1) 自己認定制度はなぜ導入されたのか、2) 高等教育機関は、自己認定権をどのように獲得・維持するのか、3) 自己認定権を得た高等教育機関は何ができるのか、の3つの観点から自己認定の実態と課題を明らかにする。

## キーワード

高等教育, セルフ・アクレディテーション, 自己認定, 認証評価, 内部質保証

## 本研究の背景と目的

日本において「内部質保証」という言葉が重要なキーワードとして登場したのは、学士力が提示された2008年の学士課程答申である。ここでは、大学が三つの方針（①卒業認定・学位授与の方針、②教育課程編成・実施の方針、③入学者受け入れの方針）を明確にし、自己点検・評価を踏まえた内部質保証体制を構築していくことが提言されるとともに、認証評価もその取組状況を確認していくことが求められた（文部科学省、2008）。内部質保証（internal quality assurance）は、1990年代から欧州で議論され、ボローニャ・プロセスのベルリン・コミュニケ（2003）でその概念が明確にさ

れている。そこでは、質保証の第一義的な責任は高等教育機関自身にあり、機関のオートノミーを原則とすることが謳われた（Bologna Process Ministerial Conference, 2003）。それ以来、質保証機関<sup>1</sup>の多くは、高等教育機関の内部質保証構築を支援することを主要な役割としてきた（Curaj et al, 2012）。また、内部質保証のマイルストーンとなる「欧州高等教育圏における質保証の基準とガイドライン（Standards and Guidelines for Quality Assurance in the European Higher Education Area: ESG）」では、質保証の方針、プログラムの設計と認可、学習者本位の学習・教育・評価、入学・進級・証明書の承認、教員、学習リソースと学生支援、情報マネジメント、情報公表、プログラムの

\* 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構 教授

\*\* 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構 教授

\*\*\* 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構 特任教授

<sup>1</sup> ESG 基準3.3では、質保証機関（agencies）は、その核となる機能として、外部質保証（evaluation, review, audit, assessment, accreditation などの活動）を実施すべきだとしている（ESG, 2015）。

モニタリングや定期的レビュー、定期的な外部質保証について10の評価基準が明示され、外部質保証が内部質保証の有効性を確認すべきであると述べられている (ESG, 2015)。

現在、日本では、学校教育法の細目省令の改正にとともに、内部質保証は上記三つの方針と並んで認証評価基準に定めることが規定され、さらに重点評価項目として位置づけられている。中央教育審議会 (2016) は、内部質保証を「定期的な自己点検・評価の取組を踏まえた各大学における自主的・自律的な質保証の取組」と説明している (文部科学省, 2016)。学士課程答申 (2008) から10年が経過し、2018年に示された「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン (答申)」では、「学びの質保証の再構築」として内部質保証の重要性が引き続き謳われ、2022年の「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について (審議まとめ)」においても、内部質保証による教育研究活動の不断の見直しの必要性が改めて強調された。ここでは、これまで認証評価において内部質保証が真に有効に機能しているか否か、また大学の教育研究活動の状況 (学修の質や水準, 研究環境整備等) が十分に評価できていないのではないかとといった指摘があり、内部質保証は、自己点検評価体制を整えるだけでなく、その結果によってどう改善されたかを評価し、公表する形へと充実させることが求められた (文部科学省, 2022)。

さらに、認証評価制度の先導性・先進性の確保 (柔軟性の向上) として、「内部質保証の体制・取組が特に優れていることが認定された大学に対しては、次回の評価においてその体制・取組が維持・向上されていることを確認しつつ、評価項目や評価手法を簡素化するなど弾力的な措置を可能とする (同, 21頁)」旨が説明されている。実際に、2022年の大学設置基準の改正においては、「内部質保証等の体制が十分機能していること等を要件として、教育課程等に係る特例対象規定の一部又は全部によらないことができる特例制度 (同, 17頁)」が新設されている点は注目に値する。ここでのひとつの問いは、内部質保証の仕組みが整備され、適切に機能しているとは具体的にどのような状況を意味するのか、ということである。内部質保証の定義とされる「定期的な自己点検・評価の取組を踏まえた各大学における自主的・自律的

な質保証の取組 (文部科学省, 2016)」に関して、自主的・自律的な質保証とは具体的にどのような取組を示すのか、そして内部質保証に外部質保証はどのように関わるのか、といったことについては未だ漠然としている。

組織内の自主的・自律的な内部質保証体制として運用される質保証メカニズムのひとつに、「自己認定 (セルフ・アクレディテーション)」がある。本研究における自己認定とは、高等教育機関の公的な適格認定を、高等教育機関自身が一部代行する仕組みであると定義する。そこでは、高等教育機関に対し、本来第三者が行うべき法的な効力のある認定の過程を一部代替して当該高等教育機関が自己評価を行い、結論を外部の公的組織が承認する。海外の事例では、例えば豪州では、2000年に個々の州や特別区の法に基づき高等教育機関が設置される状況に対し共通の認可手続きの規約が合意された際に、連邦規模で自己認定権を有する機関と有さない機関の別が明示化された。ドイツにおいては、2008年に自己認定メカニズムを土台としたシステム認証制度が取り入れられている。台湾では、2012年に大学の自律性強化を求めて自己認定制度が試行的に取り入れられ、2017年から本格導入されたものがある。

本稿では、地理的に多様性があり、かつそれぞれが独自の高等教育制度を有する豪州・ドイツ・台湾を事例として取り上げ、これらの国・地域で採用されている高等教育機関の自己認定制度の多様な機能を整理することを目的とする。特に、各事例における高等教育機関の自己認定とは何かという大きな問いを掲げ、それを解明するために、1) 自己認定制度はなぜ導入されたのか、2) 高等教育機関は、自己認定権をどのように獲得・維持するのか、3) 自己認定権を得た高等教育機関は何ができるのか、の3つの観点から各事例における自己認定の実態と課題、そして内部質保証との関連のありかたを明らかにする。

## 1. 豪州・ドイツ・台湾の自己認定 (セルフ・アクレディテーション)

### 1.1 豪州の事例

豪州においては、大学 (university) というものはそもそも自己認定権を有していると考えられてきた。ここでいう自己認定権とは、学位プログラ

ム（豪州では一般に「コース」と称される）を自らの判断で新設できる権利である。このような前提がある中に、大学以外の種別の高等教育機関が新規に参入した結果、新たに「自己認定権を持たない高等教育機関」が生まれたのであり、それらの高等教育機関の中には「自己認定権を持つ高等教育機関」へと昇格しようとするものもある。

豪州では大学（Australian University）は連邦・州・準州が設置を認可するものであったが、2008年に報告された、『ブラドリー報告書』と通称される『豪州高等教育レビュー』（Commonwealth of Australia, 2008）の答申に基づき、2011年に Tertiary Education Quality and Standards Agency (TEQSA) 法により、連邦規模の質保証・規制のための機関として TEQSA が設置され、設置認可の責任は実質的に州・特別地域から TEQSA に移譲された。このことに伴って、現在、高等教育機関の自己認定の権限は TEQSA の管轄下にある。また、この TEQSA の設置により豪州大学質保証機構（Australian Universities Quality Agency: AUQA）が廃止され、それまで AUQA が負っていた高等教育機関の質の監査に関わる機能も TEQSA に移管された（大学評価・学位授与機構、2015）。したがって、現在 TEQSA は我が国の設置認可に相当する機能と、認証評価に類似する機能を一括して負っていると見ることもできる。

豪州の高等教育機関の自己認定権には全面的自己認定と部分的自己認定の2種類がある。全面的自己認定の権利を有する機関では、すべての分野、すべてのレベルの学位において、高等教育機関自身がプログラムを認定して設置できる。一方、部分的自己認定権を有する機関では、特定の分野および学位のレベルにおいて、高等教育機関自身の認定によりプログラムを設置できる。これら自己認定の権利とかわって、TEQSA は豪州資格枠組み（Australian Qualifications Framework: AQF）に基づきながら、個々の高等教育機関を、高等教育基準枠組み（Higher Education Standard Framework: HES Framework）に準じてカテゴリ別に登録するという機能も負っている。このカテゴリは2021年に、それまで5カテゴリあったものが4カテゴリに整理されている（表1）（Coaldrake, 2019参照）。

表1に示された機関のうち、「非自己認定機関」である141機関は図1に示す「大学外部の認可によ

表1 豪州高等教育機関の種別（2023年7月現在）

	自己認定機関		非自己認定機関	計
	全面	部分		
大学 Australian University	41	1	0	42
「高等教育機関」* Institute of Higher Education	0	8	141	150
海外大学 Overseas University	1	0	0	1
ユニバーシティ・カレッジ Australian University College	2	4	0	5
	1	0	0	
計	44	13	141	198
	57			

\* 2021年の改訂で新たに Institute of Higher Education というカテゴリが設けられた。一般に用いられる Higher Education Institution と同様に高等教育機関と訳される語であるが、種別を示す語としてここではカッコ書きで記載する。

出典：TEQSA, 2023より作成

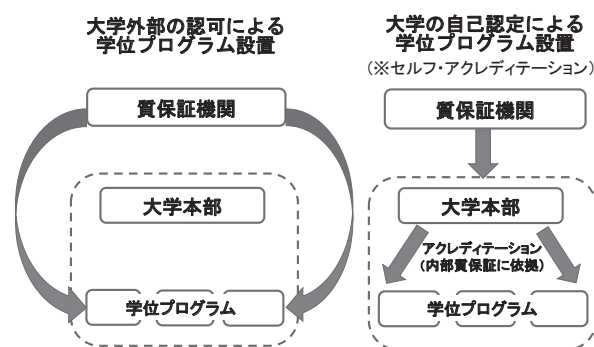


図1 豪州の高等教育質保証制度の概要

る学位プログラム設置」の図式にあるように、学位プログラムの新設の際には、法に定める認定機関（登録機関）でありかつ質保証機関でもある TEQSA の審査に合格しなければならない。一方、図1の「大学の自己認定による学位プログラム設置」の図式は TEQSA により自己認定権を認められた機関による、自らの評価による学位プログラムの新設を示している。この自己認定権のうち、部分的自己認定権を有する機関が13機関、全面的自己認定権を有する機関が44機関存在している。

高等教育機関が部分的自己認定権を得るためには、一般的な高等教育機関に求められる要件に加え、以下の要件を満たす必要がある。

- ・自己認定権を求めている課程に関して過去5年間以上にわたって TEQSA が一般的な水準にあると認め、問題が指摘されていないこと
- ・TEQSA および他の認証された登録・認定機関



との間にコンプライアンスにかかわる問題がないこと

- ・少なくとも1サイクル（7年周期）の登録更新を受け、指摘事項を改善していること

一方、全面的自己認定権に関しては、上記の部分的自己認定権のすべての要件に加えて、

- ・質保証の実施において成熟・先進しており、少なくとも1サイクル（7年周期）の登録更新を受け、指摘事項を改善していること

が求められる。また併せて、以下のような項目についても実績を上げていることを示さなければならないとされている。

- ・大学（Australian University）のカテゴリに入るための州・準州等からの支援
- ・学術研究への組織的支援を行い、その成果を教学に活かしていることの証明
- ・広く深い学術的知見に裏打ちされた学術上のリーダーシップ
- ・企業・産業界・専門職団体・市民社会への参画

以上のように見てくれば、豪州の高等教育機関の自己認定権の認定においては、当該高等教育機関に自らを質保証できるという十分な証拠があることが重要な要件になっていることが知れる。すなわち、内部質保証の仕組みと実践が成果を上げていると外部の質保証機関である TEQSA に認められることが、自己認定の権利を得る前提となっていると見ることができる。

## 1.2 ドイツの事例

ドイツで大学認証が始まったのは1998年である（竹中，2020；竹中，2022）。背景としては、ボローニャ・プロセスで参加各国が大学認証制度の導入を求められたことがある。しかし同時に、ドイツではこの頃、高等教育全体の規制緩和が進められたことを見逃すべきではない。1990年代から2000年代にかけて、財務や学務の面で多くの権限が大学に委譲された。教育の質をどう担保するかについても、当局の事前規制によるそれまでの制度から、大学間競争を通じて質の維持・向上を図る方向へと切り替わった。そして、競争が適正に行われるよう、参加者の最低限要件を保証するものとして、大学認証が必要になったのである。

大学認証の要となるのは認証評議会である。審査の基準や手順もそこで定められた。但し、評議

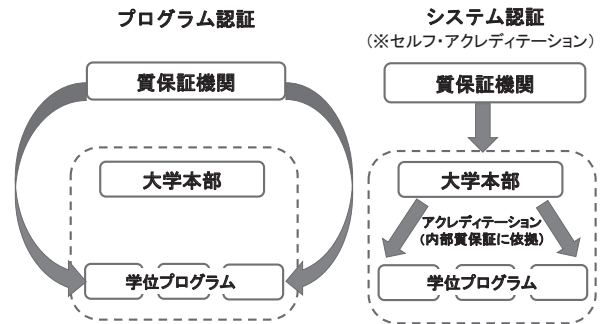


図2 ドイツの高等教育質保証制度の概要

会自らは審査を行わない。それを行うのは質保証機関である。大学認証はプログラム認証としてスタートした。すなわち、個々の学位プログラムを対象に、学生の履修・修了の状況、カリキュラムの適否、人員・施設等の存否など、種々の点にわたってプログラムの現況を審査するものである。ただ、この方式はやがて問題に逢着した。ドイツ全国に多数ある学位プログラムを一つ一つ審査するには膨大な物的・人的コストが伴う。そこで是正策として案出されたのが、自己認定を下敷きとするシステム認証制度である。数年間の試行期間を経て、2008年に本格的に導入された（図2）。

システム認証は、大学認証の審査と権限の一部を大学が自己認定として代行する制度である。すなわち、個々の学位プログラムを対象にした認証審査と判定は、大学自らが内部質保証制度を通じて実施する。それを受けて外部質保証機関が審査を行うが、しかしプログラムの内容にはもはや立ち入らない。質保証機関が見るのは、大学側の審査と判定が適正かどうかという点のみである。内部質保証が適正であれば、それによって審査された学位プログラムの質は間接的に担保されうとの考えである。

システム認証の受審には一定の要件が求められる。希望する大学に対しては、予備審査が行われるのである。受審に必要な要件を満たすと予備的な審査で判断されれば、初めて受審が可能になる。

今日では、システム認証は大規模な総合大学を中心にかなり普及している。しかし、旧来のプログラム認証もまだ存続している。大学は、自らの判断でどちらかを選ぶことになっている。小規模な大学の中には、内部質保証制度の便益とその整備にかかるコストを比較して、後者を選ぶところは少なくない。

### 1.3 台湾の事例

台湾教育部は、2005年に大学に対する質保証機関 HEEACT (Higher Education Evaluation and Accreditation Council of Taiwan: 台湾高等教育評鑑中心基金会) を設立し、大学は2006年から「機関別評価」および「プログラム評価」の第三者評価を受けることが義務づけられた。プログラム評価は、豪州やドイツ同様に、学位プログラムを対象としている。大学の質保証制度改革はその後も進められ、2012年、大学の自律性強化を目的に自己認定制度が試験的に導入された。これにより、プログラム評価は、第三者ではなく大学組織が自ら行う方向へと切り替えられたが、当初は自己認定権の申請条件のひとつに複数の競争的資金の獲得実績が求められていたため、自己認定権が得られるのは、名門研究大学など限られた機関に限定されていた。また、当時の政府主導による質保証制度では、大学評価の結果が、大学への補助金の配分額や大学統廃合の判断指標の一部として用いられており、評価結果が正しく活用されないことへの批判や、大学の自律性とは大きくかけ離れた官僚主義的なやり方に多くの批判が集まっていた (Hsu & Xu, 2023)。これを受け、2015年の法改正で、大学評価結果と公的資金配分額を結びつける制度は廃止され、2017年には自己認定制度改革により、自己認定権の申請資格がより拡大されることとなった。この時の制度改革で、機関別評価は依然として義務づけられたが、プログラム評価は任意となった。すなわち大学は、プログラム評価を受けるか否か、また受ける場合は、従来通り第三者機関によるプログラム評価を受けるか、あるいは自己認定権を得て自らプログラムの認定を行うかを選択できるようになったのである (図3)。

台湾における高等教育機関の自己認定制度の目的は、機関の自律性強化と内部質保証を管理する仕組みの確立を目指すことであり、大学が自己認定権を得るには教育部の承認が必要となる。その承認の目的は—①教育機関がプログラムを自己認定するためのメカニズムと実践の確立を支援する、②自己評価と自己改善のメカニズムの徹底を図る、③機関運営に関連する情報の公開性と透明性を促進する、④承認と質保証に関する情報を提供し、

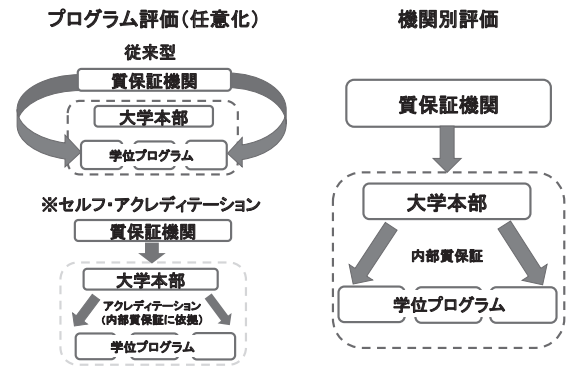


図3 台湾の高等教育質保証制度の概要

プログラムの質と運営について広く理解を得る—の4つであり、高等教育機関の組織文化における質保証と継続的改善の価値の内面化が目指されている (HEEACT, 2019)。自己認定権があれば、教育部が公的に当該機関の内部質保証メカニズムおよびプログラム評価の結果を承認することを意味する。

自己認定権を得るための申請条件については、以下のいずれか—1) 自己評価の仕組みや結果について教育部に認定された大学、2) 自己評価の仕組みや結果について教育部に認定された科技大学、3) 直近のプログラム評価において8割以上のプログラムが合格基準を満たした場合、4) 直近の分野別 (specialized) 評価において8割以上のプログラムが合格基準を満たした場合、5) 直近の総合 (comprehensive) 評価において8割以上のプログラムがレベル1分類<sup>2</sup>を満たした場合—に該当する必要がある (HEEACT, 2019)。

上述の通り、高等教育機関は教育部から「自己認定権」を得るため、教育部から委託された質保証機関 (HEEACT) による審査と承認を受ける必要がある。審査は2段階方式で行われる。第1段階では、大学の自己認定の仕組み (機関が学位プログラムの内部質保証を行う能力など) が整えられているか否かについて、自己認定の規程や実施計画、自ら定めた評価基準やカテゴリ、改善の仕組みを根拠資料とともに示すことが求められる。第2段階では、第1段階で承認された大学が自己認定を実施し、その結果を HEEACT の審査を通して、教育部から再度承認を受ける。第1段階で自己認定のメカニズム自体が承認を得たとしても、

<sup>2</sup> 科技大学や専科学校などの職業系高等教育機関に実施される評価で、適合/不適合の判定ではなく、4段階のランク付けがなされる。レベル1は最高ランクに分類される。ただし、現在 (2023年) はこの評定方法の見直しが検討されている。

第2段階で合格するとは限らない。HEEACTは、大学の自己認定結果に基づく改善の戦略や仕組みが妥当で実践的であるかどうか、学位プログラムは多様なリソースを提供しているかどうか、自己認定結果とプログラムの質の改善に関連性がみられるかを確認する。さらには、自己認定に関わる運営委員や評価委員は、自己認定の手順や内容に精通していることが重要であり、具体的で信頼できるアセスメントや勧告を行うことが期待されている。

## 2. 豪州・ドイツ・台湾における自己認定の国際比較

これまで、豪州・ドイツ・台湾で採用されている高等教育機関の自己認定（セルフ・アクレディテーション）制度に着目し、その機能の多様性を概観した。本節では、1) 自己認定制度の導入の意図、2) 自己認定権を獲得・維持する方法、3) 自己認定権の権限範囲、4) 自己認定制度をめぐる課題、について国際比較の観点から整理する（比較内容の要点については表2を参照）。

### 2.1 自己認定制度はなぜ導入されたのか

3事例に共通する自己認定制度の導入背景には、高等教育機関において自己改善機能を備えた内部質保証の充実を図ることが共通して指摘できるが、各事例でさらなる特徴がみられる。ドイツの大学評価制度はプログラム評価から出発しており、個々の学位プログラムのカリキュラムや学生の履修状況、教職員や施設の状況など、細部にわたってプログラムの中身について審査を行っていたシステムは、やがて膨大な人的・物的コストの問題を引き起こし、その是正策として自己認定を前提とするシステム認証制度が導入された経緯がある。同様に、プログラム評価が実施されている台湾においては、自己認定制度の導入当初は、第三者プログラム評価の免除がひとつのメリットとして謳われていたが、プログラム評価が任意化された後はドイツのように評価負担軽減は動機として主張できなくなり、現在は「大学の自律性強化」といったスローガンが全面に打ち出されている。特に、以前の大学評価制度は、大学への公的資金の配分額や組織の統廃合の決定に影響していたため、台湾における自己認定制度の導入は政府による統

制からの解放といった意味合いが大きい。豪州は、ドイツや台湾の事例とは異なり、「自己認定権を有する＝機関自らが学位プログラムを新設できる」ことを前提とし、大学（university）は最初から自己認定権を持つものと理解されているといえる。

### 2.2 高等教育機関は、自己認定権をどのように獲得・維持するのか

自己認定権を得るために、高等教育機関は自機関の内部質保証が整備されていることを示す必要がある。換言すれば、自ら質を保証できることについて何を根拠に示せば、当該機関は自己認定を実施できる能力があると判断されるのか、ということである。

豪州では、部分的自己認定権を獲得するためには、機関として、高等教育基準枠組み（Higher Education Standards Framework: HES Framework）が定める高等教育機関が満たすべき一般的な要件すべてを満たしていることが求められる。さらに、自己認定権を得ようとするプログラムに関して過去5年間にわたってTEQSAの認定を受けており、未解決の課題がないことが条件である。また、TEQSAまたは公認された登録・認定機関による直近の評価において、未解決のコンプライアンス事項や条件がなく、かつTEQSA、関連する専門団体（そのような団体がある場合）および政府機関が実施する高等教育事業の評価、監査、レビューにおいて、コンプライアンスに関する継続的な課題がないことが求められる。さらに自己認定権を得ようとしているプログラムについて、少なくとも1回のレビューと改善のサイクルを経て、レビューの結果、改善が成功裏に実施されたことをエビデンスに基づいて実証していること、すべてのプログラムに対する見直しと改善が当該教育機関の効果的な運営方法として確立されていることが必要である。

さらに全面的な自己認定権を得るためには、上記に加えて、少なくとも3つの専攻分野（豪州標準専攻分類における大分類の専攻分野）において、授業の設計、提供、認定、モニタリング、機関による質保証、見直しと改善を行える成熟した手順を備えており、かつ学問的誠実性を維持していることが求められる（Australian Government, 2021）。

これらの要件が満たされているか否かについて



表2 自己認定（セルフ・アクレディテーション）制度に関する国際比較

	豪州	ドイツ	台湾
自己認定制度の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>学位プログラム（コース）新設の全面的権利の付与</li> <li>学位プログラム（コース）新設の部分的権利の付与</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学の内部質保証制度の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>機関の自律性強化</li> <li>内部質保証を管理する仕組みの確立</li> </ul>
大学に自己認定権を付与するオーソリティ	質保証・登録機関（TEQSA） <ul style="list-style-type: none"> <li>実質的に全国統一実施</li> </ul>	認証評議会	教育部 <ul style="list-style-type: none"> <li>HEEACT に審査を委託</li> </ul>
自己認定にかかわる質保証機関の役割	TEQSA <ul style="list-style-type: none"> <li>申請に基づき評価を行い、自己認定権を大学に付与</li> </ul>	複数の質保証機関 <ul style="list-style-type: none"> <li>オーディット型審査（システム認証）+学位プログラムのサンプル審査</li> </ul>	HEEACT <ul style="list-style-type: none"> <li>自己認定実施計画+自己認定結果を審査・承認</li> <li>自己認定権獲得を目指す大学にコンサルテーションや研修機会を提供</li> </ul>
自己認定権をもつ大学は何ができるのか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>自ら学位プログラム（コース）の新設を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第三者に代わり、自らプログラム評価を実施</li> <li>第三者プログラム評価の免除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第三者に代わり、自らプログラム評価を実施</li> <li>教育部が公式に当該機関の内部質保証メカニズムやプログラム認定結果を承認したことを意味する</li> </ul>
自己認定権を得るための申請条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガバナンス、学位プログラムの承認プロセス、教育課程が高等教育基準枠組みに準拠</li> <li>5年間のコースアクレディテーションの申請実績とTEQSAの認定あり</li> <li>コンプライアンスの未解決問題がないこと</li> <li>コースの開発、承認、提供、廃止のすべてに関して基準に準拠</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>システム認証の予備調査で大学は自己認定権を申請               <ol style="list-style-type: none"> <li>①学内に内部質保証制度があり、実際に運用している。</li> <li>②直近2年間にシステム認証で不合格になっていない。</li> </ol> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価の仕組みや結果が教育部に承認された大学</li> <li>自己評価の仕組みや結果が教育部に承認された科技大学</li> <li>直近のプログラム評価で8割以上のプログラムが合格</li> <li>直近の分野別評価で8割以上のプログラムが合格</li> <li>直近の総合評価で8割以上のプログラムがレベル1分類を満たす</li> </ul>
自己認定権を得るための申請プロセス	TEQSAによる5段階 <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 申請書提出6ヶ月以上前のTEQSAケース・マネージャーによる申請要件証明と申請範囲の確認</li> <li>2. 申請書・申請要件証明書の提出と手数料の支払い</li> <li>3. TEQSAによる審査</li> <li>4. 結果通知書のドラフトの機関への送致（不認定時）</li> <li>5. 判定・結果通知</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学は認証評価を選択し、必要書類（質保証システム概要、学位プログラム一覧等）を提出</li> </ul>	HEEACTによる2段階 <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 自己認定実施計画の承認</li> <li>2. 実際の自己認定実施状況とレビュー結果の承認</li> </ol>
自己認定権を獲得・維持するために大学は何を示す必要があるのか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規分野で学位プログラムを計画、設立、認定する能力</li> <li>新規分野の学位プログラム設置の認定に関する学術上のガバナンスにおける監督と精査の能力</li> <li>新規分野への参入と持続的な提供を導くための、広く深い学術的知見に裏打ちされた学術上のリーダーシップ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>質保証制度の仕組み</li> <li>質保証制度の責任者の役割、能力、関係者の参画</li> <li>審査結果が不良と出た場合の改善の工夫</li> <li>内部質保証運営に関する資源</li> <li>質保証制度は教職員の間で十分周知・活用されているか。</li> </ul>	自己認定の仕組み <ol style="list-style-type: none"> <li>1. (前サイクルに参加した機関のみ) 前サイクルの自己認定実施計画の修正表</li> <li>2. 自己認定の仕組みの承認に関するチェックリスト</li> <li>3. 自己認定実施計画とそれを裏付ける証拠               <ul style="list-style-type: none"> <li>自己認定の規程</li> <li>自己認定を監督する運営委員会の体制と責任</li> <li>現地訪問を行う評価者の任命と研修</li> <li>自己認定の基準や指標</li> <li>自己認定の手続き</li> <li>自己認定の支援体制</li> <li>自己認定の結果の公表と活用</li> <li>自己認定結果に基づく改善の仕組み</li> </ul> </li> </ol>
自己認定の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>外部の目が入らないことへの批判</li> <li>自己認定権を得る基準の煩雑さ（自己認定大学と非自己認定大学の認定要件の違いもあり、機関が示すべき要件の簡素化・明確化への期待）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部コンプライアンス評価に偏り、教育改善の側面を軽視していることへの批判</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第三者プログラム評価の合格率への関心の偏り</li> <li>評価プロセスを単純化し、自己基準数を減らす大学も出現</li> <li>評価基準と最終決定内容との一貫性のなさ</li> <li>評価者の選定プロセスの不透明さと人手不足</li> </ul>

は、原則として TEQSA が自己認定権の獲得を希望する高等教育機関から提出された書類に基づいて書面審査を行う。その際、TEQSA は専門職アクレディテーション団体や他の政府機関などを通じて得られた当該高等教育機関に関する情報を参照できることとされている。とりわけ全面的な自己認定権を申請する際には、その申請が機関全体の戦略計画とどのように合致しているかを説明する必要がある。また、機関の有する専門的知識が限られていたり、全くないような分野でのプログラムの設計・提供をどのように行おうとしているかについても説明が求められる (TEQSA, 2022)。

ドイツのシステム認証の審査で問われるのは、学内の学位プログラムが法令の定める質を満たしていることを大学の内部質保証制度が検証できているかどうかである (竹中, 2020; 竹中, 2022)。例えば、質保証制度の仕組みや責任の所在が明快に記述され、関係者に十分理解されているかどうか、また関連する利害関係者がすべて参画しており、質保証制度が組織の中に深く永続的に埋め込まれているかを確認する。さらに、質保証制度の責任者がそれぞれの役割を果たすうえで十分な能力があり、内部質保証が適正に運営されるよう十分な資源が提供されているか、という観点からも人的・財政的リソースが確認される。また、学生への教育や研究、教学支援などに直接かかわる教職員の質保証への関わりも重要な課題であり、質保証制度は教職員の間で十分周知され、教職員の十分な参画によって支えられ、日常的業務の中で活かされているかどうかという点も要件とされる。

学位プログラムの内部質保証については、その設計と審査とが同一人によって行われていないか、審査結果が不良と出た場合、学位プログラムの改善につながるよう担保されているかどうかを確認する。さらに大学は、学位プログラムの質を次の3つの次元—1) 内容面：学位プログラムの目標は、学術的なプログラムとして適当か (ドイツ高等教育資格枠組み<sup>3</sup>に合致しているか)、学術的なプログラムに不可欠な内容と訓練が盛り込まれているか。2) 外形面：外形的条件が、認証評議会や教育相会議の定めた基準、あるいは州の指針等 (入学要件、修了度、モジュール化、学修量計算、

試験制度) に合致しているか。3) 資源面：学位プログラムの運営に十分な資源が提供されているか。適格な人員 (教員、事務職員) や施設 (教室・実習室の数、教室の設備、学習関連の文献の提供) は十分か—について評価しており、大学に自己認定権を付与するためには、これら3つの次元すべてで必要な質の担保が求められる。

台湾では、前述の通り、大学が自己認定権を獲得するための審査は2段階あり、第1段階において、大学は自己認定の仕組みを整備し、内部質保証が充実していることを自己認定実施計画で説明する必要がある。そこでは、自己認定の規程や運営委員会の体制と責任、資金源、現地訪問を行う評価者の任命と研修、自己認定の基準や指標、手続き、支援体制、自己認定の結果の公表と活用、自己認定結果に基づく改善方法・仕組みについてそれを裏付ける文書や証拠を示すことが求められている。台湾の自己認定制度では、自己認定を監督する組織の委員やスタッフ、訪問調査を行う評価者など、特に人的リソースの質が重要視されている。監督機能を果たす運営委員会については5分の3以上は外部機関からの委員で構成され、また訪問調査を行う評価者についても3分の2以上は外部の人材が求められており、その選定については任命方法、人数、資格 (学歴、評価に関する専門知識)、研修の仕組み、評価倫理、利益相反の回避の方針、任期期間、職務範囲を明確にすることが重要である。さらに、大学自らが設定する自己認定の基準や指標には、目標やカリキュラム、教員、教育と学習、機関の効率性や改善メカニズムが含まれる。第2段階の自己認定結果の承認については、自己認定結果に基づき改善を行うフォローアップの仕組みを整備することが求められる。自己認定の規程や自己認定について議論された議事録全文、実地訪問評価者と運営委員の任命に関する詳細な内容、自己認定運用の現状、自己認定結果の公表・周知、自己認定結果の扱いおよび自己改善の強化に向けた活用、自己認定結果について議論と検討された状況を説明する必要がある。

<sup>3</sup> 高等教育の各学位 (学士・修士・博士) に求められるコンピテンスや水準を示した枠組み。(Qualifikationsrahmen für Deutsche Hochschulabschlüsse: HQR)。2005年に教育相会議にて策定された。

## 2.3 自己認定権を得た高等教育機関は何ができるのか

豪州において自己認定権とは、学位プログラム(コース)を自らの判断で新設できる権限を意味する。この権限は本来、大学(Australian University)固有の権利とされてきたものを評価によって大学以外の種類の機関にも可能にしているといえる。新たに設置された自己認定権をもたない高等教育機関は自己認定権の獲得を目指し、そのステータスによっては部分的自己認定、全面的自己認定といったように区別され、大学がもつ全面的自己認定権を求めて昇格を試みる高等教育機関も存在する。全面的自己認定権獲得の要件となるコースの合格率75%以上を目指し、機関のステータスを昇格させることを目的とする機関も見られた。ドイツでは、第三者に代わり、自らが学位プログラムの質保証を実施することができる。これにより、評価経費も含めてこれまで負担の多かった第三者プログラム評価が免除されるという負担軽減のメリットがある。

台湾では、高等教育機関の内部質保証機能やプログラムの認定結果を教育部が公式に承認したことを意味する(HEEACT, 2019)。2012年に自己認定制度が試行的に導入された当初は、ドイツ同様に、第三者機関によるプログラム評価の免除が自己認定権を得ることのひとつのインセンティブとして説明されていたが、現在はプログラム評価自体が任意化されているため、プログラム評価免除の特権は活かされることはない。台湾にとっての自己認定の利点は、自己目的の達成をみることで、自身の機関の目的や長期的発展に集中できる、そして自己規制による自己改善が図られることにある(Chih, 2013)。

## 2.4 自己認定制度をめぐる課題は何か

自己認定を進める上で、課題についてもいくつか指摘されている。例えば豪州では、一度コースが開設された後に外部の目がしばらくの間入らないことへの批判や自己認定権を得る基準の煩雑さ、自己認定大学と非自己認定大学の認定要件の違いもあり、機関が示すべき要件の簡素化や明確化への期待が寄せられ、2021年に基準の改訂がなされた。ドイツでは、一部の大学においてコンプライアンスの確認に偏り、教育改善の側面が軽視

されていることへの懸念がある。台湾では、自己認定権獲得の申請条件である第三者によるプログラム評価の合格率に社会の関心が偏る傾向があることや、自己認定制度の運用において、自機関に都合の悪い項目や達成困難な指標を省く、あるいは基準数を減らすなど、評価プロセスを単純化する大学も出現している。例えば、これまでの調査では、学生の学びの支援に不可欠だがコストのかかる「施設設備の充実」がもっとも多く排除された指標であることがわかっている。ほかにも、台湾社会では少子化や労働市場の飽和による雇用の問題、大学院生の募集や大学院教育の質の維持に関する課題があり、多くの機関ではこれらの領域の審査を回避するために、評価基準を設けないという実態が報告されている(Noda et al, 2018)。さらに、自己認定の評価基準を自ら定めることにより、その基準内容や外部評価者の選定プロセスが不透明になる傾向や人手不足の問題も指摘されている。そのため、質保証機関は、評価委員の国際的な能力開発に焦点を当てた、より厳格な採用方針と研修プログラムを開発する必要性を示している(Hou et al, 2018)。

## 3. まとめと議論

自己認定制度の実質的目的は、機関の内部質保証メカニズムを確立させることである。本稿ではさらに、内部質保証を前提とした自己認定制度の実態を探るべく、豪州・ドイツ・台湾の各事例において、1) 自己認定制度はなぜ導入されたのか、2) 高等教育機関は、自己認定権をどのように獲得・維持するのか、3) 自己認定権を得た高等教育機関は何ができるのか、という点からその状況と課題を明らかにすることを目的とした。各事例の取組から、自己認定制度について以下の4つの論点に整理できる。

第一に、大学に与えられる自己認定の権限範囲や機能は、国によって大きく異なることが明らかになった。豪州における自己認定とは、政府などの公的権限を通さずに自ら学位プログラム(コース)を開設する権限を有することを意味し、いわば行政的実務の代行ともいえる。ドイツの大学においても学位プログラムを自ら開設することは可能であるが、どの大学にもその権限はもともと付与されているため、必ずしも自己認定権の有無に



結びついているわけではない。台湾では、学位プログラムの新設については依然として政府の管理が強く、教育部による審査や承認が必須である。この点において、豪州の自己認定がコースを新設できる権利に直結していることは、他の2カ国と大きく異なる。第三者機関の認定に頼ることなく、大学内部でコースの設計や設置ができることは、市場ニーズに適した革新的な教育内容を柔軟かつ迅速に取り入れることが可能となる点で、大きなメリットとなる。

またドイツでは、システム認証の導入の背景にみられるように、外部質保証機関によるプログラム評価の免除による経費面での負担軽減がひとつの特徴として挙げられる。この点については、個々の学位プログラムの内容まで踏み込んでいた第三者プログラム評価から、機関全体を対象とした自己認定制度に移行することで、評価にかかっていたコストがはるかに安価になった利点が報告されている一方で、当初の思惑に反して、内部質保証体制を構築するための事務作業など新たな負担がむしろ増加している側面もある。

ただ、全ての事例に共通しているのは、自己認定権を有し自らの質の向上に努める行為は、評価のための評価や、時には外圧によるやらされ感が軽減し、質保証に対する機関のインセンティブや自律性の向上につながりうるという点である。さらに、機関のミッションや目標に応じた質保証がなされることにより、機関の多様性が担保されることが期待されている。特に台湾では、自己認定制度導入前の大学評価制度が、大学の助成金配分額や組織の統廃合に影響するなど、評価結果が賞罰につながることで大学の自律性を奪い、受け身の評価体制を招いていたことから、自己認定制度に切り替えられた後の大学の自律性をもつ意味は大きい (Hsu & Xu, 2023)。さらに、自己認定権が付与されるということは、内部質保証に関する実績が評価され、当該機関が自らの質保証を実施できる能力を有しているとみなされることの証明でもある。組織の質の高さや成熟度を示すことにより、それが当該機関の社会的評価や一種のステータス、場合によってはブランディングにつながる場合もある (図4)。

第二に、自己認定制度は、高等教育機関の内部質保証制度のみで完結するのではなく、政府ある

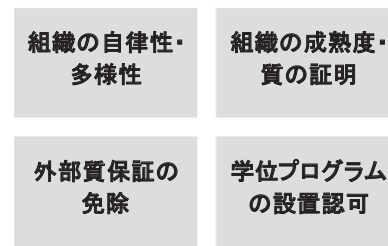


図4 自己認定 (セルフ・アクレディテーション) の機能

いは外部の質保証機関などによる審査やオーディットなど第三者による公的な認定と組み合わせる形で運用されており、高等教育機関の「内部質保証」と第三者機関の「外部質保証」は相互に補完的な関係にある。いずれの国も、自己認定権を得るために、過去の第三者評価で不合格になっていない、あるいは何割以上のプログラムが適合しているなど一定の実績が要求されている。ドイツでは、自己認定権を申請する際、予備審査においてこの点を確認されることになる。豪州は、自己認定において「全面的」と「部分的」と2種類のステータスがあり、部分的段階から全面的段階に移行するには全コースの75%の自己認定権を得ているという条件を満たすことが求められている。台湾では、第三者評価機関による直近のプログラム評価で8割以上のプログラムが適合判定を得た実績が自己認定権の申請条件となっている。この条件を満たした上で、評価機関が大学の自己認定の仕組みを第1段階で審査し、第2段階で自己認定結果についても審査を行うなど、複数の外部審査を突破した機関のみが、自己認定権を獲得・維持できる仕組みになっている。

第三に、これにより、自己認定制度が「規制と自律性」との狭間でどうバランスを取るかが問われている。自己認定制度の導入背景には、高等教育機関の「自律性の強化」が第一の動機として説明されているが、その自己認定権を得るには当該機関が内部質保証メカニズムを整備し、それを外部から承認されることで初めて成立する。自律性と客観性のバランスを得ることで、正当性を確保しているといえる。ただ、外部規制によって機関の内部質保証の体制やメカニズムについては確認できるものの、外部機関は大学の個々のプログラムの中身までは踏み込まず、最終的に自己認定の実質的内容に責任をもつのは高等教育機関である。この点について、ドイツでは、自己認定制度 (シ



システム認証)において, プログラム評価から教育機関の質保証能力を評価する機関別オーディットに移行することで, 評価における精度が低下する懸念の声もあったが, 学位プログラムのサンプル審査の仕掛けを取り入れるなどの工夫がとられている。台湾においても, 自己認定制度の導入により, 多くの大学で質の向上にかかわる共通認識が醸成されてきたと前向きな評価がある一方で, 自己認定の評価基準や外部評価委員の選定が恣意的になることで自己規制による質の担保が果たせるかどうか, という疑念がぬぐい切れないジレンマが指摘されていた。この問題に対し, 外部評価員の能力開発に力をいれ, 自己認定制度による質保証の信頼性, 客観性を保つ努力が見受けられる。

最後に, 自己認定権を得るか否かについて, 高等教育機関は選択できる立場にあり, 状況によっては自己認定権を得ることが必ずしも最適な質保証メカニズムになるとは限らない。自己認定権を得るためにかかる作業の労力, 自己認定権を得た後の内部質保証構築をめぐる実践など, 自律性の確保と引き換えに別の新たな負担も生じる可能性がある。現にドイツや台湾は, 依然として第三者によるプログラム評価を受け続けている機関が多い。豪州においても自己認定権を得るか否かは高等教育機関の経営上の戦略の一部でもある。

いずれの事例においても, 国全体の制度を視野にいれながらも, それぞれの大学の個性や実情を反映した内部質保証の体制が構築されている。全大学が固定的な同一の評価を一律に受けるのではなく, 当該大学の文脈や状況に適した質保証のあり方があり, それを選択し多様化を進める動きともいえる。いずれにせよ, 内部質保証の成熟化とは, 評価結果を経た後の改善行為が機関自身でできることにあり, それこそが自律性につながるもので, 本稿で取り上げた3つの事例においては, 評価結果の改善にいかに取り組むかが自己認定メカニズムの要素として大いに重視されていることが共通している。日本においても, 内部質保証は自己点検評価体制を整えるだけでなく, その実施によって大学がどう改善されたかを評価し, 公表することが求められているように(文部科学省, 2022), 内部質保証に関する委員会やワーキンググループ設置などの外形的な情報だけではなく, 自身らでどう改善に取り組もうとしているのか, そ

の工夫や仕組みをどう検討していくかが引き続きの課題である。

## 参考文献

- Australian Government. (2021). *Higher Education Standards Framework (Threshold Standards) 2021* (Prepared by the Department of Education, Skills and Employment).
- Bologna Process Ministerial Conference (BPMC). (2003). *Realising the European Higher Education Area, Communiqué of the Conference of Ministers Responsible for Higher Education*. Available at: [http://ehea.info/Upload/document/ministerial\\_declarations/2003\\_Berlin\\_Communique\\_English\\_577284.pdf](http://ehea.info/Upload/document/ministerial_declarations/2003_Berlin_Communique_English_577284.pdf)
- Chih, C. C. (2013). A Study of University Self Evaluation's Development and Usage in Taiwan. *Higher Education Evaluation and Development*, 7(2).
- Curaj, A., Scott, P., Vlasceanu, L., & Wilson, L. (2012). *European Higher Education at the Crossroads: Between the Bologna Process and National Reforms Part 1*. Springer.
- Coaldrake, P. (2019). *What's in a Name: Review of the Higher Education Provider Category Standards, Final Report*. Commonwealth of Australia.
- Commonwealth of Australia. (2008). *Review of Australian Higher Education: Final Report*.
- 大学評価・学位授与機構 (2015) 『諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要: オーストラリア』 独立行政法人大学評価・学位授与機構
- HEEACT. (2019). *Recognition of Self-Accreditation Handbook (2019)*. Higher Education Evaluation and Accreditation Council of Taiwan.
- Hou, A. Y. C., Kuo, C. Y., Chen, K. H. J., Hill, C., Lin, S. R., Chih, J. C., & Chou, H. C. (2018). The Implementation of Self-Accreditation Policy in Taiwan Higher Education and its Challenges to University Internal Quality Assurance Capacity Building. *Quality in Higher Education*, 24(3), pp. 238-259.
- Hsu, Y. P., & Xu, R. H. (2023). Problematising the

- Quality Assurance Policy Shift in Taiwan: From External Towards Internal Accreditation Mechanisms. *High Education Policy*. <https://doi.org/10.1057/s41307-023-00301-8>
- 文部科学省 (2022) 「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について (審議まとめ)」 [https://www.mext.go.jp/content/20220525-mxt\\_koutou01-000021600\\_0014.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20220525-mxt_koutou01-000021600_0014.pdf)
- 文部科学省 (2008) 「学士課程教育の構築に向けて (答申)」 [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1217067.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1217067.htm)
- 文部科学省 (2016) 「認証評価制度の充実に向けて (審議まとめ)」 [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/\\_icsFiles/afieldfile/2016/03/25/1368868\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/_icsFiles/afieldfile/2016/03/25/1368868_01.pdf)
- 文部科学省 (2018) 「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン (答申)」 [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1411360.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1411360.htm)
- Noda, A., Hou, A. Y. C., Shibui, S., & Chou, H.-C. (2018). Restructuring Quality Assurance Frameworks: A Comparative Study between NIAD-QE in Japan and HEEACT in Taiwan. *Higher Education Evaluation and Development*, 12(1), pp. 2-18.
- Standards and Guidelines for Quality Assurance in the European Higher Education Area (ESG). (2015). Brussels, Belgium. [https://www.enqa.eu/wp-content/uploads/2015/11/ESG\\_2015.pdf](https://www.enqa.eu/wp-content/uploads/2015/11/ESG_2015.pdf)
- 竹中亨 (2020) 「ドイツ大学教育の質保証—プログラム認証からシステム認証へ」 大学改革支援・学位授与機構編著 『内部質保証と外部質保証—社会に開かれた大学教育をめざして』 ぎょうせい pp. 121-144.
- 竹中亨 (2022) 「ドイツの大学における内部質保証—学内認証の制度と手順」 大学改革支援に関する調査研究グループ編 『大学改革支援に関する調査研究 2021年度プロジェクト報告書』 大学改革支援・学位授与機構研究開発部 pp. 216-229.
- TEQSA. (2022). *Application Guide for Self-Accrediting Authority*, Version 3.4
- TEQSA. (2023). *National Register*. <https://www.teqsa.gov.au/national-register>.
- (受稿日 令和5年7月27日)
- (受理日 令和5年10月31日)

[ABSTRACT]

Self-Accreditation as an Internal Quality Assurance Mechanism in Higher Education  
Institutions: A Comparative Analysis of Australia, Germany, and Taiwan

NODA Ayaka\*, MORI Rie\*\*, TAKENAKA Toru\*\*\*

This paper examined the quality assurance mechanism of self-accreditation in higher education institutions, which relies on internal quality assurance systems with institutional autonomy. Through case studies in Australia, Germany, and Taiwan, the paper aimed to explore the diverse functions associated with self-accreditation. We addressed three primary questions to shed light on the nature of self-accreditation as an internal quality assurance mechanism: 1) Why was the self-accreditation system introduced?, 2) How do higher education institutions acquire and maintain the self-accreditation status?, and 3) What can higher education institutions with self-accreditation status achieve? By analyzing these questions within the context of the three case studies, this paper sought to uncover the realities and challenges associated with self-accreditation.

---

\* Professor, National Institution for Academic Degrees and Quality Enhancement of Higher Education

\*\* Professor, National Institution for Academic Degrees and Quality Enhancement of Higher Education

\*\*\* Special Appointed Professor, National Institution for Academic Degrees and Quality Enhancement of Higher Education